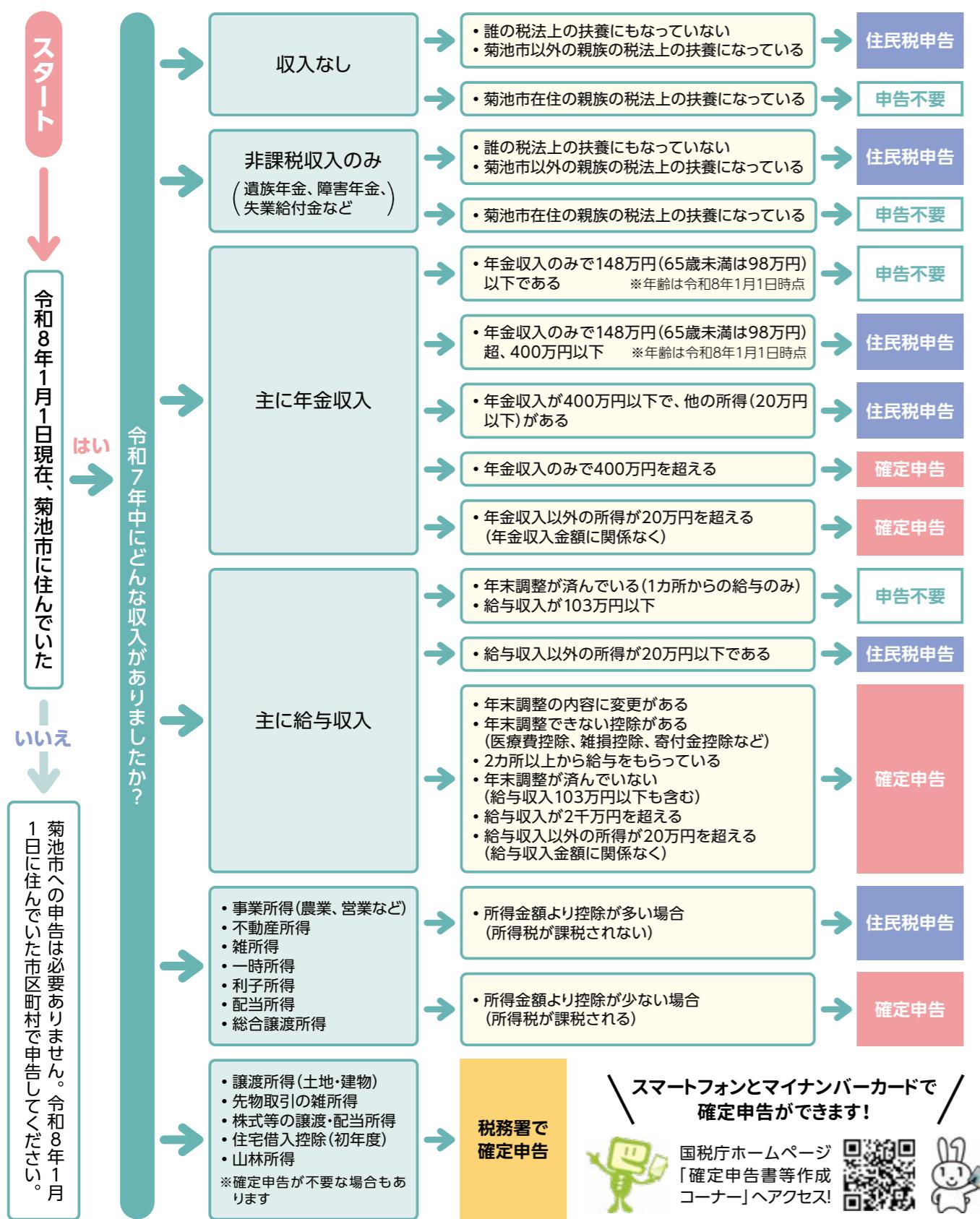


申告フローチャート

- ・この表は、簡易に判断する場合のフローチャートです。不明な点はお問い合わせください。
 - ・納めすぎた所得税の還付申告を受ける場合は、下表に関わらず確定申告が必要です。
 - ・雑損控除を受ける場合は税務署に案内する場合もあります。
 - ・給与や年金収入により所得税および住民税が非課税となる場合、または菊池市在住の親族の税法上の扶養となっている場合は申告不要です。
 - ・収入なし、非課税収入のみの場合は、市でその事実を把握することができないため、申告が必要となります。
(※本市在住の親族の扶養者を除く)



市県民税

所 得 稅



申告受け付けが始まります

【問い合わせ先】税務課市民税係 ☎0968(25)7206

市県民税（住民税）の申告は、市県民税や国民健康保険税の算出基礎になるものです。
申告しなかった場合、国民健康保険税の軽減が受けられなかつたり、各種証明書の発行ができなかつたりする場合がありますので、忘れずに申告してください。

申告が必要な人

申告しなくてもよい人

- ▼税務署で所得税の確定申告をする人
- ▼所得が給与所得のみで、事業主から給与支払報告書が本市に提出されている人(年末調整済の人)
- ▼収入が公的年金のみで所得免除の必要がない人
- ▼市在住の親族の税法上の扶養になっている人

申告に必要なもの

- ▼収入(所得)を証明できる資料
- ▼源泉徴収票(給与、公的年金など)、支払証明書
- ▼收支内訳書(農業や営業などの事業所得、不動産所得がある人)
- ▼保険料支払証明書(生命保険、地震保険、社会保険など)

証額が55万円から65万円に引き上げられました。

▼特定親族特別控除が創設され、合計所得金額58万円超1223万円以下の19歳以上23歳未満の親族を扶養している場合、特別控除を受けることができます。

▼扶養親族や同一生計配偶者の所得要件が、48万円以下から58万円以下へ引き上げられました。

※初日や最終日は大変混雑するところが予想されます。余裕を持つてお越しください

菊池税務署での申告相談については21ページに掲載しています。詳細は市ホームページをご覧ください

- ▶ 因療養目的戸別給付（病院）による金額を計算したもの
- ▶ 所得控除の確認のため必要な資料（障害者手帳など）
- ▶ 本人確認書類（マイナンバーカードまたは通知カード）と運転免許証、保険証など
- ▶ 利用者識別番号（取得している人のみ）